

議案第244号

市営住宅に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が設置する市営住宅の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

市営住宅に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市営住宅（市営筥松四丁目住宅ほか173住宅）

2 指定管理者に行わせる業務

(1) 市営住宅（中央区及び南区内設置の市営住宅を除く。）

福岡市営住宅条例（以下「条例」という。）の規定により指定管理者が行う業務

(2) 市営住宅（中央区及び南区内設置の市営住宅に限る。）

条例の規定により指定管理者が行う業務（保守管理業務、緊急・小口修繕業務及び駐車場管理運営業務を除く。）

3 指定管理者に指定する者

福岡市博多区店屋町4番1号

福岡市住宅供給公社

4 指定する期間

(1) 市営住宅（城南区内設置の市営住宅を除く。）

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(2) 市営住宅（城南区内設置の市営住宅に限る。）

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで